

○龍ヶ崎市自動通話録音装置貸与等事業実施要綱

令和元年 8 月 9 日  
告示第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ニセ電話詐欺による高齢者の被害を未然に防止するため、市内に住所を有する高齢者に対して自動通話録音装置を貸与又は譲与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 65 歳以上の者をいう。
- (2) ニセ電話詐欺 固定電話を利用して行う次に掲げる特殊詐欺をいう。
  - ア オレオレ詐欺
  - イ 架空請求詐欺
  - ウ 融資保証金詐欺
  - エ 還付金等詐欺
  - オ その他の特殊詐欺
- (3) 自動通話録音装置 固定電話接続型の自動通話録音装置で、次に掲げる機能を有するものをいう。
  - ア 警告メッセージ機能 着信時に警告メッセージを自動で再生する機能をいう。
  - イ 自動通話録音機能 通話の内容を自動で録音する機能をいう。
  - ウ 着信拒否機能 非通知電話及びあらかじめ登録した電話番号からの着信を拒否する機能をいう。
- (4) 録音データ等 貸与後に装置で録音された音声データ並びに電話帳に設定及び登録をした電話番号等をいう。

(貸与の対象者)

第 3 条 自動通話録音装置（以下「装置」という。）を貸与する対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する高齢者であること。
- (2) 第 11 条に規定するアンケート調査への協力が可能であること。
- (3) 装置を設置できる固定電話機を使用していること。

(貸与台数及び期間)

第 4 条 装置の貸与台数は、対象者の属する世帯につき 1 台とし、貸与期間は 6 月以内とする。ただし、1 回に限りその期間を更新することができる。

(貸与の申請)

第 5 条 装置の貸与（貸与期間の更新の場合を含む。）を受けようとする者は、龍ヶ崎市自動通話録音装置貸与申請書（新規・更新）（様式第 1 号。以下「申

請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請の期間は、令和4年3月31日までとする。

(貸与の決定)

第6条 市長は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、貸与の可否について決定するとともに、龍ヶ崎市自動通話録音装置貸与承認・不承認決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、市が貸与できる装置の台数を超える申請があった場合は、次に掲げる優先順位により貸与を行う者を決定するものとする。

(1) 高齢者のひとり暮らしの世帯

(2) 高齢者のみの世帯

(3) 日中の在宅者が高齢者のみとなることが常態である世帯

(4) 前3号に定めるもの以外の世帯

3 市長は、装置の貸与を承認したときは、龍ヶ崎市自動通話録音装置貸与台帳(様式第3号。以下「台帳」という。)に対象者の氏名、住所その他必要な事項を記録するものとする。

(装置の設置等)

第7条 装置の設置、撤去及び返却は、装置の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)が行うものとする。

(費用等)

第8条 装置の貸与に係る費用は、無償とする。ただし、装置の利用に係る電気料金その他の費用については、被貸与者の負担とする。

(貸与中の管理)

第9条 被貸与者は、装置を取扱説明書に従い適切に使用しなければならない。

2 被貸与者は、貸与を受けた装置を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

3 被貸与者は、故意又は過失により装置の故障又は損傷が発生した場合は、速やかに市長に報告するとともに、その修理又は交換に要する費用を負担しなければならない。

(変更の届出)

第10条 被貸与者は、第5条の規定により申請した記載内容に変更が生じたときは、龍ヶ崎市自動通話録音装置貸与申請事項変更届(様式第4号)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の届を受けたときは、台帳の記録事項を修正するものとする。

(効果等に関する調査)

第11条 被貸与者は、装置の使用の効果を検証するために市が実施する装置の使用に係るアンケート調査に応じなければならない。

(貸与の決定の取消)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与の決定を取り消すことができる。

- (1) 被貸与者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 被貸与者から返却の申出があったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により装置の貸与を受けたとき。
- (4) その他市長が貸与を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により貸与の決定を取り消したときは、龍ヶ崎市自動電話録音装置貸与決定取消通知書（様式第5号）により被貸与者に通知し、装置の返却を求めるものとする。

（装置の返却）

第13条 被貸与者は、貸与期間が終了したとき若しくは前条の規定により装置の貸与の決定を取り消されたとき又は転出するときは、速やかに装置を返却しなければならない。

2 被貸与者は、装置を返却するときは、録音データ等を消去しなければならない。

3 市長は、返却された装置に録音データ等があったときは、これを消去することができる。

4 市長は、装置の返却を受けたときは、その旨を台帳に記録するものとする。

（市の賠償責任）

第14条 市は、被貸与者の装置の誤使用により生じた事故等に対しては、一切の責任を負わないものとする。

（装置の譲与）

第15条 市長は、貸与期間の終了後引き続き、又は第5条第2項に規定する申請期限日以後新たに装置の利用を希望する者（以下「譲与希望者」という。）に、装置を譲与することができる。

2 装置の譲与を受けることができる者は、第3条の貸与の対象者であり、かつ、市税等を滞納していない世帯に属する者とする。

3 装置の譲与台数は、前項に規定する譲与対象者の属する世帯につき1台とする。

4 譲与希望者は、貸与期間の終了日又は装置利用開始希望日の1月前までに、龍ヶ崎市自動通話録音装置譲与申請書（様式第6号。以下「譲与申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（譲与の決定及び取消し）

第16条 市長は、譲与申請書を受けたときは、内容を確認の上、譲与の可否を決定するとともに、龍ヶ崎市自動通話録音装置譲与承認・不承認通知書（様式第7号）により、譲与希望者に通知するものとする。

2 市長は、次条において準用する第12条第1項の規定により譲与の決定を取り消したときは、龍ヶ崎市自動電話録音装置譲与決定取消通知書（様式第8号）により被譲与者に通知し、装置の返却を求めるものとする。

（準用）

第17条 第6条第2項，第7条から第9条まで（第9条第3項を除く。），第11条，第12条第1項，第13条（第4項を除く。）及び第14条の規定は，装置の譲与の場合に準用する。この場合において，第7条から第9条まで（第9条第3項を除く。），第11条，第12条第1項，第13条（第4項を除く。）及び第14条中「被貸与者」とあるのは，「被譲与者」と読み替えるものとする。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は，令和元年9月1日から施行する。